

2020年6月19日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町11番12号

中央ビルト工業株式会社

代表取締役社長 齋 藤 健

第69回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」）を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は、2020年6月19日開催の第69回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第69回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月6日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 2階ザ・グリーンホール
（末尾の「株主総会継続会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は軽装（クールビズスタイル）にて実施いたしますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.chuo-build.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

本継続会にご出席される株主様は、本継続会開催日現在の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本継続会会場において、運営スタッフのマスク着用をはじめ感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

第69回定時株主総会継続会開催について

当社は、5月18日付け「第69回定時株主総会及び継続会開催に関するお知らせ」にてお知らせいたしました通り、新型コロナウイルス感染症拡大による政府の緊急事態宣言の発令に伴い、3月決算の集計及び監査業務に遅れが生じ、2020年6月19日開催の第69回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件」（以下「第69期報告事項」といいます。）について、本総会においてご報告することができなかつたため、本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会において第69期報告事項をご報告することとあわせて、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任いただくことを本総会において株主様にご承認いただきました。

つきましては、「第69回定時株主総会継続会開催ご通知」に記載のとおり本継続会の開催をご案内させていただく次第であります。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月 1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、一方で米中貿易摩擦の影響など、世界経済の動向や金融資本市場の変動リスクを抱え、先行き不透明な状況が続きました。さらには新型コロナウイルス感染拡大による世界経済への影響により、景気の減速懸念が一層高まる状況となりました。

当社事業のよって立つ建設業界では、首都圏を中心とした東京オリンピック・パラリンピック関連の大型再開発工事はほぼ完了しておりますが、建設工事従事者の不足は続いており、これにより人件費が高騰、資材価格の高騰も加わり建設業界全体の利益は圧迫され、厳しい商内環境が続いております。

住宅業界においては人口減少による住宅着工件数の長期的な減少が進む中、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動もあり厳しい状況が続いておりますが、当社事業に関連のある都心部での集合住宅の大型化、中高層住宅市場の伸びは続くことが予想されます。

このような経済環境におきまして、当社業績は期首に設定した事業計画との対比では売上・利益とも未達となりました。部門別に見ますと仮設機材部門では販売、賃貸ともに売上・利益において未達、住宅鉄骨部門では、新工場での梁部材製造設備の稼働開始に続く柱部材製造設備の立上げなどもあり、売上は期首事業計画を達成しましたが、生産増大に伴うコストダウンが計画通り進まず利益は未達となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は売上高72億3千1百万円（前期比19.4%増）と前期比増収となりましたが、損益面では特に首都圏における仮設機材の賃貸部門の大幅不振により、経常利益は1億4百万円（前期比48.6%減）、札幌営業所及び機材センターの閉鎖による固定資産の売却益等を加えた結果、当期純利益1億4千5百万円（前期比30.3%増）となりました。

来期につきましては、仮設機材事業、特に首都圏の業績不振を挽回することに注力します。住宅鉄骨事業では前年度に立上げた設備が本格的に稼働す

ることもあり事業計画を着実に実行して増収増益を達成すべく努めます。全体として、全社員が個々の仕事に誇りと責任感を持って業務推進能力の向上を図るとともに其々の職責を全うし、とにかく事業計画達成に専一邁進し、結果として一層の事業拡大と収益の増大に全力を挙げていく所存であります。株主の皆様におかれましては一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

部門別の状況は以下の通りであります。

仮設機材事業

仮設機材事業につきましては民間工事・官公庁工事を問わず工事案件があったものの人手不足による工事工程の遅れや材工一式発注等の商内環境の変化により全体としての受注環境は低調となりました。

部門別に見ますと、販売部門では主力製品の「幅木」が前年比でほぼ横ばいに推移し、また、従来のスチール製からアルミ製にした階段開口部手摺枠は今後も期待の持てる商品となりましたが、その他製品の売上は全般的に低調であり売上高18億1千7百万円(前期比1.6%増)とほぼ横ばいとなりました。

賃貸部門につきましては従来の枠組足場から施工性に優れたクサビ緊結式足場へと市場ニーズが移行し、枠組足場の稼働率が大幅に低下しました。また、工事監理者不足の影響で材工一式発注の工事現場が増えたことが影響して当社と同様に材料のレンタルのみを扱う企業は機材稼働率が低稼働で推移しました。このような商内環境の中で売上高23億5千2百万円(前期比8.2%減)となり、特に首都圏の売上が期首計画を大幅に下回ったことにより全体として期首計画比未達に終わりました。

住宅鉄骨事業

当事業年度の住宅鉄骨部門につきましては、出荷棟数が前年度比53%増と大きく伸び、売上高は、30億6千1百万円(前期比79.6%増)と大幅な増収となりました。一方生産増大に伴うコストダウンが計画通りに出来なかったため利益は期首計画比未達となりました。

<事業別の売上高>

事業区分	第68期 (2019年3月期)		第69期 (2020年3月期)		前期比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
仮設機材販売	1,788	29.5	1,817	25.1	28	1.6
仮設機材賃貸	2,561	42.3	2,352	32.5	△208	△8.2
住宅鉄骨事業	1,704	28.2	3,061	42.4	1,356	79.6
合計	6,055	100.0	7,231	100.0	1,176	19.4

②設備投資等の状況

当事業年度においては、賃貸部門での新規機材投資4億7千9百万円、仮設機材部門及び住宅鉄骨部門の製造設備更新等7千9百万円、合計5億5千9百万円の設備投資を行いました。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	2016年度 第66期	2017年度 第67期	2018年度 第68期	2019年度 (当事業年度) 第69期
売 上 高(百万円)	5,977	5,885	6,055	7,231
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	106	△115	204	104
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(百万円)	△2	△99	111	145
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(円)	△1.25	△42.49	47.53	61.96
総 資 産 (百万円)	8,940	9,423	8,814	8,507
純 資 産 (百万円)	3,558	3,401	3,452	3,539
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,512.21	1,445.85	1,467.88	1,504.94

(注) 2017年10月1日付けで、普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失、1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③その他

重要な業務提携の状況

相 手	先 契 約 内 容
旭化成ホームズ株式会社	製品の製造受託に関する業務提携

(4) 対処すべき課題

今後の日本経済は新型コロナウイルス感染拡大による影響もあり先行き不透明な状況が続くと思われませんが、当社の依存する建設業界では首都圏の再開発工事、災害に備えるインフラ関連工事が見込まれ、仮設機材事業の業績回復に繋げるべく、製販一体となって取り組んでまいります。住宅鉄骨事業は生産増大に伴うコストダウンを計画的に進め事業計画を達成すべく取り組んでまいります。

具体的には次の事項に注力、対処してまいります。

①商品開発への取り組み

建設現場における多様な人材活用を背景に仮設機材の軽量化に対するニーズが高まっておりこれまで主流であったスチール製の商品をアルミ製に置き換える商品開発を進めております。アルミ製の階段開口部手摺枠を商品化し販売を開始しておりますがその他の商品群についても軽量化の取り組みを進めてまいります。

②仮設機材事業本部の業績回復

賃貸部門において施工業者からの包括的な受注に注力するだけでなく急速にニーズが増えているクサビ緊結式足場市場でのシェア拡大に取り組んでまいります。販売部門においては顧客ニーズの汲み取りを継続的に行い技術商品開発部門との連携を強化して商品開発サイクルの短期化を図ります。前年導入の営業支援システムを更に活用し従来の商談管理・営業日報・スケジュール管理だけではなく事業計画に対する進捗管理に活かし業績管理を徹底いたします。

③住宅鉄骨事業本部の取り組み

旭化成ホームズの3～5階建て商品「ヘーベルハウス フレックス」と4～8階建て商品「ヘーベルハウス ビルシステム(HBS)」の鉄骨の量産体制を軌道に乗せ高品質かつ低コストの製品供給を確かなものとしていきます。

④内部統制及び法令遵守の強化

全社員に対し守るべきルールについて事例等を活用して内部監査室が中心となり教育を行い理解の深耕に努め、引き続きコンプライアンスの強化に努めてまいります。

⑤財務体質の強化を目指す

不稼働資産処分の更なる推進と投資対効果の観点から厳正に精査した投資により資産の効率化を図ります。各部門において生産性の向上と利益率改善により有利子負債の圧縮を推進し自己資本比率の改善を図り財務体質を強化してまいります。

引き続き厳しい事業環境が継続するものと予想されますが、事業計画を達成すべく全社一丸となって業績向上に邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続き一層の御支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

- ①土木・建築用仮設機材の製造、販売並びに賃貸
- ②各種省力化型枠工法の設計、施工並びに関連部材の製造、販売及び賃貸
- ③住宅用鉄骨部材の加工及び販売

2001年3月8日 登録番号0883号 J I S Q9001 : 2015/
I S O 9001 : 2015

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

本 社 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
支 店 東北（宮城県）、中部（愛知県）、関西（大阪府）
九州（福岡県）
営 業 所 広島
工 場 千葉、名古屋（愛知県）
機材センター 仙台（宮城県）、千葉、厚木（神奈川県）
名古屋（愛知県）、関西（京都府）、広島、福岡
北九州（福岡県）

（注）2019年9月20日付で、札幌営業所および札幌機材センターを閉鎖いたしました。

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
60名(43名)	+5名(△2名)	46.2歳	13.5年

（注）1. 使用人数は就業員数（社外から当社への出向者を含む）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、社外から当社への出向者を除いて算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	521
株式会社りそな銀行	385
三井住友信託銀行株式会社	362
株式会社三菱UFJ銀行	357
株式会社百十四銀行	357
株式会社きらぼし銀行	298
株式会社千葉銀行	213
株式会社京都銀行	200
日本生命保険相互会社	185
株式会社北陸銀行	150
明治安田生命保険相互会社	113
株式会社商工組合中央金庫	43

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、過年度において名古屋工場で行われていた不適切な会計処理によって発生した調査費用、訂正決算に関する監査費用等の支出による損害について、2018年5月15日付で、当社元取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起いたしました。なお、本訴訟は係争中であります。

2. 株式の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,378,740株
- (3) 株主数 2,295名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
旭化成ホームズ株式会社	770千株	32.7%
アルインコ株式会社	221	9.4
日鉄建材株式会社	96	4.1
高梨嘉嗣	59	2.5
遠藤晶久	55	2.3
大日メタックス株式会社	44	1.9
磯貝實	37	1.6
三井住友信託銀行株式会社	34	1.4
町田泰則	20	0.9
中央ビルト工業従業員持株会	16	0.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を26,963株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を四捨五入して表示していません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	西 本 安 秀	
常 務 取 締 役	齋 藤 健	技術商品開発本部長兼第2製造本部長
取 締 役	庄 野 豊	仮設機材事業本部長
取 締 役	石 井 裕	管理本部長
取 締 役	城 戸 信 介	住宅鉄骨事業本部長
取 締 役	寺 田 真 人	旭化成ホームズ株式会社 人事部付
取 締 役 (社 外)	実 野 現	弁護士
取締役 常勤監査等委員 (社外)	小 野 尚 之	旭化成ホームズ株式会社 人事部付
取締役 監査等委員	岡 田 一 馬	
取締役 監査等委員 (社外)	岡 本 政 明	弁護士

- (注) 1. 取締役監査等委員小野尚之氏は、経営者としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役監査等委員岡田一馬氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために小野尚之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役齋藤健氏は、2019年6月21日付で常務取締役に就任しております。
5. 取締役城戸信介氏は、2019年6月25日付で住宅鉄骨事業本部長に就任しております。
6. 2019年6月21日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、取締役工藤訓久氏は任期満了により退任いたしました。
7. 当社は、取締役実野現、岡本政明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役実野現氏及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8 (1)名	102 (2)百万円
取締役 監査等委員 （うち社外取締役）	3 (2)	21 (16)
合 計	11	123

- (注) 1. 上記は、2019年6月21日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の支給額には、社外から当社への出向者（4名）に対する当社から出向元に支払う金額の役員報酬分を含めております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第65回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
5. 取締役監査等委員の報酬限度額は2016年6月24日開催の第65回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
6. 上記の支給額には、当事業年度における取締役（監査等委員を除く）4名に対する役員賞与引当金の繰入額30百万円が含まれております。
7. 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役監査等委員小野尚之氏は、当社の大株主である旭化成ホームズ株式会社の従業員であります。

②当事業年度における主な活動状況

②-1. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会 (12回開催)		監査等委員会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 実野現	12回	100%	—	—
取締役 監査等委員 小野尚之	12	100	12回	100%
取締役 監査等委員 岡本政明	12	100	12	100

②-2. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

- ・取締役実野現氏は、取締役会において、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役監査等委員小野尚之氏は、取締役会において、メーカーの経営者であった経験・見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、財務報告の適正性等内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
- ・取締役監査等委員岡本政明氏は、取締役会において、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、法令遵守状況等内部監査について、適宜、法律面からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月24日の取締役会において、内部統制に関する基本方針について決議し、2016年6月24日の取締役会において一部改正いたしました。その概要は、次の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、高い企業倫理と社員倫理を保ち、社会人としての良識と責任をもって行動ができるように「コンプライアンス・プログラム」を導入し、「中央ビルト工業株式会社役職員行動規範」を定めている。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。更に、法令上疑義ある行為について直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ②取締役の職務執行については原則として月1回開催される取締役会において報告され、法令遵守による業務執行の周知徹底を図るとともに、各取締役の業務執行状況について相互牽制機能が働く体制をとっている。適時開催されている役員会及び部店長会議の場でもトレース、チェックを行う体制を敷いている。また、監査等委員会においてもその職責に基づき取締役及び使用人の職務執行に関する法令遵守を検証する体制をとっている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」「情報システム管理基準」に基づき、適切且つ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を定め期間中は閲覧可能な状態を維持するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は社長を委員長とするリスク検討委員会を設置し定例的にリスクの検討・評価・対策等を管理、監督している。
- ②不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、原則として月1回の定例取締役会及び適時臨時取締役会を開催し、経営の基本方針並びに重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督等を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
 - ③中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役及び各事業部門長により構成された部店長会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - ①監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
 - ②当該使用人が他部署の使用人と兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。
6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役及び使用人は会社の業務または業績に与える重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または会社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。なお、前記に拘らず、監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - ②監査等委員会は、策定した監査方針に従って、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、意見具申や取締役の業務執行状況の監督を行うほか、稟議を始めとする重要書類の閲覧、本社各部門及び支店・営業所の業務監査を積極的に実施し、業務執行の適法性・妥当性に関するチェ

ックを行い、取締役会に監査結果につき報告を行うものとする。また会計監査人と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

7. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当該報告者に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨取締役及び使用人に周知徹底している。

8. 監査等委員の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

9. その他監査等委員会監査が実効的に実施されるための体制

①代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査等委員へ適宜必要な情報を提供し、監査等委員会との活発な意思の疎通を図っている。

②監査等委員の職務の遂行にあたり、監査等委員が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整備している。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

内部統制システムの運用状況につきましては、基本方針及び年度監査計画に基づき内部監査室による整備及び運用状況のモニタリングを実施し、その内容については監査等委員会に報告しております。内部統制システムの運用上見出された問題点等については、是正・改善状況並びに再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また役職員行動規範を定め、取締役及び全ての従業員に対し周知徹底を図り、内部通報制度規程を定め業務に関する法令違反行為等を外部機関（弁護士及び社会保険労務士）に通報する義務を課し、取締役会は内部通報制度の運用状況を監視しています。常勤監査等委員は監査等委員会監査の他に取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,589,945	流 動 負 債	3,037,704
現金及び預金	755,506	支払手形	583,863
受取手形	310,716	買掛金	619,316
売掛金	794,842	短期借入金	900,000
営業未入金	421,053	1年内返済予定の長期借入金	643,652
製品	785,938	リース債務	11,076
仕掛品	154,082	未払金	40,956
原材料及び貯蔵品	312,581	未払費用	159,574
前払費用	13,740	未払法人税等	7,463
未入金	36,150	前受金	8,601
その他	7,045	預り金	11,853
貸倒引当金	△1,712	賞与引当金	20,564
固 定 資 産	4,917,442	役員賞与引当金	30,782
有 形 固 定 資 産	4,511,909	固 定 負 債	1,930,410
建築物	359,361	長期借入金	1,645,358
構築物	174,264	長期預り金	1,941
機械及び装置	107,439	リース債務	28,711
貸与資産	729,024	退職給付引当金	142,987
車両運搬具	5,639	長期未払金	85,027
工具、器具及び備品	48,194	資産除去債務	26,384
土地	3,070,361	負 債 合 計	4,968,114
リース資産	17,624	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	23,832	株 主 資 本	3,539,273
ソフトウェア	4,994	資本金	508,000
ソフトウェア仮勘定	16,314	資本剰余金	758,543
水道施設利用権	1,158	資本準備金	758,543
電話加入権	1,365	利益剰余金	2,300,255
投資その他の資産	381,699	その他利益剰余金	2,300,255
投資有価証券	200	繰越利益剰余金	2,300,255
長期前払費用	1,040	自 己 株 式	△27,525
繰延税金資産	103,601	純 資 産 合 計	3,539,273
差入保証金	210,285	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,507,387
その他	70,171		
貸倒引当金	△3,600		
資 産 合 計	8,507,387		

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
製 品 売 上 高	4,575,770	
商 品 売 上 高	302,768	
賃 貸 収 入	2,352,915	7,231,454
売 上 原 価		
製 品 売 上 原 価	4,081,851	
商 品 売 上 原 価	256,582	
賃 貸 原 価	1,855,048	6,193,482
売 上 総 利 益		1,037,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		926,267
営 業 利 益		111,704
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	19	
受 取 地 代 家 賃	4,658	
店 舗 移 転 補 償 金	3,000	
退 職 金 戻 入 額	2,125	
そ の 他	2,311	12,114
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,495	
そ の 他	4,352	18,847
経 常 利 益		104,971
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	61,157	61,157
特 別 損 失		
減 損 損 失	36,907	
そ の 他	8,961	45,868
税 引 前 当 期 純 利 益		120,260
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,424	
法 人 税 等 調 整 額	△36,892	△25,467
当 期 純 利 益		145,727

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	508,000	758,543	758,543	2,213,329	2,213,329	△27,309	3,452,564	3,452,564
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				△58,801	△58,801		△58,801	△58,801
当 期 純 利 益				145,727	145,727		145,727	145,727
自己株式の取得						△216	△216	△216
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	86,925	86,925	△216	86,709	86,709
当 期 末 残 高	508,000	758,543	758,543	2,300,255	2,300,255	△27,525	3,539,273	3,539,273

(注) 金額表示は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
時価のないもの
- (2) デリバティブ
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品、仕掛品、原材料、貯蔵品
- (4) 固定資産の減価償却方法
有形固定資産
(リース資産を除く)
- 無形固定資産
(リース資産を除く)
リース資産
- (5) 引当金の計上基準
貸倒引当金
賞与引当金
役員賞与引当金
退職給付引当金
- 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
移動平均法による原価法によっております。
時価法を採用しております。
- 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)によっております。
- 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建 物 | 3年～34年 |
| 構 築 物 | 7年～30年 |
| 機械及び装置 | 2年～15年 |
| 貸与資産 | 5年 |
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、原則として残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、残価保証がある場合は、これを残存価額としております。
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 従業員の賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 役員の賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
ヘッジ会計の方法	
ヘッジ手段とヘッジ対象	
ヘッジ方針	
ヘッジ有効性評価の方法	
(7) 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10,957,357千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
1. 金融機関借入金につき担保に供している資産	
建物	81,941千円
土地	1,330,549千円
計	1,412,491千円
2. 担保に係る債務	
長期借入金（1年内返済予定を含む）	257,140千円
(3) 受取手形の割引高及び手形債権流動化による受取手形の譲渡高	
受取手形の割引高	239,276千円
受取手形の譲渡高	136,000千円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	359,006千円
短期金銭債務	360,968千円
(5) 取締役（監査等委員を含む）に対する長期金銭債務	85,027千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	3,068,038千円
仕入高	1,770,550千円
土地の賃貸	40,734千円
経費支払高	281,931千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,378,740	—	—	2,378,740

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	26,661	302	—	26,963

(注) 当事業年度の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

1. 配当金支払額

2019年6月21日開催の第68回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	58,801千円
・1株当たり配当金額	25円00銭
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月24日

2. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月19日開催の第69回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	58,794千円
・1株当たり配当金額	25円00銭
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月22日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	43,782千円
賞与引当金	6,296千円
長期未払金	26,035千円
資産除去債務	9,321千円
棚卸資産評価損	13,612千円
未払事業税等	1,209千円
繰越欠損金	36,066千円
減損損失	12,962千円
その他	5,572千円
繰延税金資産小計	154,859千円
評価性引当額	△51,258千円
繰延税金資産の総額	103,601千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	—千円
繰延税金負債の総額	—千円
繰延税金資産の純額	103,601千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金等に係る顧客の信用リスクは、信用程度規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。長期借入金の中には変動金利のものがあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	755,506	755,506	—
②受取手形	310,716	310,716	—
③売掛金	794,842	794,842	—
④営業未収入金	421,053	421,053	—
⑤支払手形	(583,863)	(583,863)	—
⑥買掛金	(619,316)	(619,316)	—
⑦短期借入金	(900,000)	(900,000)	—
⑧長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(2,289,010)	(2,289,491)	481

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、②受取手形、③売掛金、④営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤支払手形、⑥買掛金、⑦短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金(1年内返済予定を含む)の時価については、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく変動していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
その他 の係 会社 子 会社	旭化成住 工株式会 社	滋賀県 東近江 市	2,820,000	住宅部材 の総合生 産	—	なし	住宅部 材の製 造受託	製品の売	3,061,521	売掛金	357,859
								材料の入	1,770,550	買掛金	357,335

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 製品の販売は、総原価を勘案した価格交渉のうえ、適正な価格、取引条件により行っております。
- (2) 材料の仕入は、市場価格を勘案した価格交渉のうえ、適正な価格、取引条件により行っております。
- (3) 取引金額は消費税等抜きで債権・債務の期末残高は消費税等込みの金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,504円94銭
1株当たり当期純利益 61円96銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	145,727千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	145,727千円
普通株式の期中平均株式数	2,351,890株

普通株式の期中平均株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

当該事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

中央ビルト工業株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都港区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鹿 目 達 也	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	片 岡 嘉 徳	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央ビルト工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月8日

中央ビルト工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 野 尚 之 ㊟

監 査 等 委 員 岡 田 一 馬 ㊟

監 査 等 委 員 岡 本 政 明 ㊟

(注) 監査等委員小野尚之、及び岡本政明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

《メ 毛》

《メ 毛》

《メ 毛》

株主総会継続会会場のご案内

(会場)

東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 2階ザ・グリーンホール



- <最寄駅> 都営新宿線 馬喰横山駅 A3出口から徒歩3分
東京メトロ日比谷線 人形町駅 A4出口から徒歩5分
JR総武快速線 馬喰町駅 A3出口から徒歩3分